

# 令和7年度 事業計画

令和7年4月1日から令和8年3月31日

## I. 基本方針

法人会の活動基盤の強化に努めつつ、「法人会の基本的指針」に則り、全法連、県連と一体となって、「会員の研鑽、納税意識の高揚、社会貢献活動」を積極的に展開し、魅力ある法人会の確立を目指す。令和7年度も、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、会員の研鑽、納税意識の向上に努めるとともに、より公益性を高める活動への事業の継続に取り組む。

また、組織・財政基盤の再構築を図るためにも会員増強に向けた運動の展開や、企業活動の活性化及び地域社会の健全な発展事業に貢献していく。

## II. 主な事業計画

### 公益関係

#### 1 税の啓発活動

「税」に関する活動に軸足を置きながら、多くの会員企業の参加を得ることに努めつつ、地域の実情に即した活動を展開する。また より「公益性」を高めるため、会員企業に加えて一般市民にも対象を広げた事業活動を展開する。

- (1) 「公益性」を高めた研修会・講演会の開催。
- (2) 新設法人説明会。
- (3) 租税教室の実施(継続事業)。

管内の小学校6年生及び中・高生を対象に、税の大切さや使い道について、勉強してもらうことを目的として、国税当局が作成したDVD等を教材として、当会青年部会の会員が小学校及び中学校、高校に出向いて実施する。

- (4) 広報活動の充実。

会報「ほうじん高田白木」の内容充実と、法人会のイメージアップ、社会的知名度の向上を図るための活動を積極的に展開する。また、「税を考える週間」で世間一般に対する税の啓発のための広報活動をさらに強化する。法人会ホームページの充実を図り、広報誌の一部を掲載する。

発行(年2回)に伴い、会員企業の投稿も充実する。

- (5) 「税を考える週間」で「税金クイズ」や「書道パフォーマンス」の開催。
- (6) 研修教材の配布や優良図書の斡旋。
- (7) 他団体の会報誌へ活動事業の掲載。
- (8) 安芸高田市の新成人に税の小冊子の無料配布(継続事業)。
- (9) 「税に関する絵はがきコンクール」の実施。

管内の小学校 6 年生を対象に、税を正しく理解し、税の大切さや、使い道について勉強していただき、税が私たちの生活にどのように役立っているかを絵はがきに表現してもらうことを目的とし、当会女性部会が中心になって実施する。また、作品の表彰を行い、作品を区役所等に展示する。

(10) 「e-Tax」の利用推進への更なる取り組み。

国が推し進める電子申告納税システム(e-Tax)は、申告納税制度の利便性を図るものであり、その利用周知を地方税の電子申告(eLTAX)も含めて、法人または個人に対して行う。

特に、法人の申告については、添付書類(財務諸表や勘定科目の内訳明細書等)を含めた e-Tax(ALL e-Tax)の利用拡大を行うため、会報誌への掲載やチラシ等による周知を行う。

《利用対象》

〈申告手続〉 法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税、申告所得税など

〈納税手続〉 キャッシュレス納付

〈法定調書〉 給与所得の源泉徴収等の法定調書合計表ほか主要 6 調書

〈申請届出〉 電子申告(e-Tax)開始届出書、納税証明書オンライン申請

(11) 納税貯蓄組合連合会の「習字と作文コンクール」事業への協賛。

(12) 健康経営委員会の推進について。

## 2 税制提言事業

「今後の望ましい税制の在り方」を基本テーマに設定し、中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な提言に努める。

(1) 会員企業の税制に関する要望事項のとりまとめ。

(2) 安芸高田市長・安芸高田市議会議長に対し、令和 8 年度税制改正要望書の提出を行う。

## 3 地域企業発展事業

新公益法人制度等を踏まえ、会員企業に加え一般にも対象を広げた研修・講演会を開催し一層「公益性」を高めることとする。

## 4 社会貢献事業

(1) 地域社会との「共生」を目指し、地域イベントへ協賛する

(2) 地域の伝統文化の継承に積極的に取り組む努力・青少年育成を称え、教育・文化の発展を願い「神楽・子どもだんじり等」について主旨に賛同して協賛をする。

## 共益関係

### 1 福利厚生事業

会員企業の一層の経営健全化と発展向上に資すること、不測の事態の防衛を図るため、法人会のもつ各種福利厚生制度の加入向上を図る。

法人会福利厚生制度について、会員企業に理解を深めていただき、協力 3 社との連携を一層強化し、厚生委員会、青年部会、女性部会と推進活動を展開するとともに、法人会の財政基盤の安定化に努める。

(1) 法人会の福利厚生制度について。

①企業向け制度

イ. 経営者大型総合保障制度の普及・推進(案内・周知)

ロ. ビジネスガードシリーズの普及・推進(案内・周知)。

ハ. がん保険制度の普及・推進(案内・周知)

## 2 会員交流事業

会員支援のために、会員の交流の輪を広げるとともに、異業種交流の一環として会員間の情報交換や相互の親睦事業を行うほか、会員に限定した研修会、講習会の事業を実施する。

## 3 会員増強事業

組織の充実強化策として9月から12月を「会員増強月間」として積極的な会員増強を図る。

- (1) 関係官庁、税理士会、金融機関、提携保険各社等友誼団体との連携による推進。
- (2) 支部毎の役員による率先した参画や指導のもと、新規加入の推進を行うとともに退会防止策を講じる等、より効果的な対応策を展開する。

## 4 支部等事業

各支部とも、会員や地域に密着した活動、会員増強運動を展開する要であり、現組織の充実と再生を目指し、全員が参画意識を持てるよう会員との意志疎通を図り一層の強化を図る。また、地域の実情に即した社会貢献活動や異業種交流などを開催する。

- (1) 支部組織の拡充強化。
- (2) 支部の自主的活動の推進。
- (3) 研修会、レクリエーション等の実施。
- (4) 地域に密着した「社会貢献活動」の実施。

## 5 青年・女性部会活動

### (1) 青年部会

今後の部会運営についての「青年部会のあり方(指針)」を基に同指針の周知徹底を図るとともに、法人会の事業活動に積極的に参画し、活動の充実と活性化に寄与するとともに、研修会・親睦交流等を通じて、次代を担う若手経営者としての資質の向上に努めより一層の充実を図る。

青年の集いにも積極的に参加し、より会員間の情報を共有しビジネスチャンスの創出等魅力ある部会活動し会員増強に努める。

また、青年部会の活動の大きな柱である「租税教育活動」を始めとする税の啓発活動を行うと共に財政健全化のための健康経営プロジェクトの推進を行う。

**併せて周年事業の実施を計画している。**

### (2) 女性部会

「女性部会のあり方(指針)」を基に、税の知識の向上・企業経営の発展に資するとともに、女性部会員相互の親睦を図る。また、法人会活動に積極的に参画し、会の発展に寄与する。租税教育の一環として「税に関する絵はがきコンクール」を実施する。また、魅力ある女性部会活動を展開し会員増強を推進する。

## 管理関係

### 1 会員管理の整備

全法連のプラットフォームについて引き続き取り組み、会員管理の基盤整備に努める。

### 2 諸会議

通常総会……………年度終了後3ヶ月以内に開催する。

臨時総会……………会長が必要と認めたときに開催する。

正副会長会……………必要に応じて開催する。

理事会……………会長が必要と認めたときに開催する。

委員会……………隨時

(総務・組織・税制・研修・厚生・広報・健康経営)

部 会……………隨時

(青年部会・女性部会・支部長会)

### 3 その他

全法連・県法連・その他友好団体の行う諸会議への参加

法人会全国大会(高知県)

全国青年の集い(山梨県)

女性フォーラム(北海道)

税制セミナー

事務局セミナー

県連理事会・各委員会・事務局長会議

税務関係の書籍の販売